平成２０年（排）第４２号

排　除　命　令　書

東京都新宿区西新宿三丁目１９番２号
東日本電信電話株式会社
同代表者　代表取締役　江　部　　努

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　東日本電信電話株式会社（以下主文において「ＮＴＴ東日本」という。）は，一般消費者に提供する「ひかり電話」と称するＩＰネットワーク技術による音声電話サービス（以下主文において「ひかり電話」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために

(1) 平成１９年６月ころから同年１１月ころまでの間，チラシ及びダイレクトメールにおいて行った，ひかり電話の利用には，通話ごとに通話料が必要であるほか，毎月，「月額基本料」と称する料金（以下主文において「月額基本料」という。）及び集合住宅におけるひかり電話の利用には「ひかり電話対応ルータ利用料」と称する料金（以下主文において「ひかり電話対応ルータ利用料」という。）に加え，同社が提供する「Ｂフレッツ」と称する光ファイバ設備を用いた通信サービスの利用料（以下主文において「Ｂフレッツ利用料」という。）が必要であるにもかかわらず，あたかも，ひかり電話を利用するに当たって通話料以外に月額基本料及び集合住宅における利用の場合のひかり電話対応ルータ利用料のみで利用することができるかのように示す表示

(2) 平成１９年７月ころから同年９月ころまでの間，新聞折り込みチラシにおいて行った，集合住宅におけるひか

り電話の利用には，通話ごとに通話料が必要であるほか，毎月，月額基本料及びＢフレッツ利用料に加え，ひかり電話対応ルータ利用料が必要であるにもかかわらず，あたかも，ひかり電話を利用するに当たって通話料以外に月額利用料及びＢフレッツ利用料のみで利用することができるかのように示す表示

(3) 平成１９年３月ころに，新聞広告において行った，ひかり電話の通話料は，通話対象が加入電話，ＩＳＤＮ規格による電話，ひかり電話又は西日本電信電話株式会社が一般消費者に提供する「ひかり電話」と称するＩＰネットワーク技術による音声電話サービスを利用する者である場合に限って全国一律で３分ごとに８．４円であるにもかかわらず，あたかも，通話対象に関係なく，当該通話料が全国一律で３分ごとに８．４円であるかのように示す表示

(4) 平成１９年７月ころから同年８月ころまでの間，リーフレット及びダイレクトメールにおいて行った，「ひかり電話Ａ」と称するひかり電話の料金プランの月額基本料に含まれる通話料分で通話できるのは，通話対象が加入電話，ＩＳＤＮ規格による電話，ひかり電話又は西日本電信電話株式会社が一般消費者に提供する「ひかり電話」と称するＩＰネットワーク技術による音声電話サービスを利用する者である場合に限られるにもかかわらず，あたかも，当該月額基本料に含まれる通話料分で通話できる通話対象には制限がないかのように示す表示

は，事実と異なるものであり，かかる表示は，ひかり電話の取引条件について，実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示である旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を得なければならない。

２　ＮＴＴ東日本は，今後，ひかり電話の取引又はこれと同種の役務の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われ

ることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

3　ＮＴＴ東日本は，今後，ひかり電話の取引又はこれと同種の役務の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該役務の内容について，実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

4　ＮＴＴ東日本は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　東日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ東日本」という。）は，肩書地に本店を置き，日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和５９年法律第８５号）第２条第３項第１号イに規定する区域において地域電気通信事業を営む事業者である。

2 (1) ＮＴＴ東日本は，一般消費者に対し，「ひかり電話」と称するＩＰネットワーク技術による音声電話サービス（以下「ひかり電話」という。）を提供している。

また，西日本電信電話株式会社は，ひかり電話と同様の音声電話サービスを提供している（以下，ＮＴＴ東日本が提供するひかり電話と西日本電信電話株式会社が提供する同様の音声電話サービスを総称して「ひかり電話（全国）」という。）。

(2) ひかり電話を利用するためには，ひかり電話の契約のほか，ＮＴＴ東日本の提供する「Ｂフレッツ」と称する光ファイバ設備を用いたデータ通信サービス（以下「Ｂフレッツ」という。）を利用するための契約を締結する必要がある。

(3) ひかり電話を利用するためには，通話ごとに通話料が必要であるほか，ひかり電話の「月額基本料」と称する料金（以下「月額基本料」という。）及びＢフレッツの利用料が毎月必要であり，集合住宅においてひかり電話を利用する場合には，これらに加えて「ひかり電話対応ルータ利用料」と称する料金（以下「ひかり電話対応ルータ利用料」という。）が毎月必要である。

(4) ひかり電話の通話料は，通話対象が加入電話，ＩＳＤＮ規格による電話（以下「ＩＳＤＮ」という。）又はひかり電話（全国）を利用する者である場合は，

３分ごとに８．４円であるが，通話対象がそれら以外である場合の通話料は別途定められている。

(5) 「ひかり電話Ａ」と称するひかり電話の料金プランにおける月額基本料は，戸建て住宅においてひかり電話を利用する場合は１，５７５円，集合住宅においてひかり電話を利用する場合は２，０４７．５円であり，当該月額基本料には，通話対象が加入電話，ＩＳＤＮ又はひかり電話（全国）を利用する者である場合の通話料５０４円分（以下「定額通話分」という。）が含まれている。

3 (1) ＮＴＴ東日本は，平成１９年６月ころから同年１１月ころまでの間，新潟県内の集合住宅で配布したチラシ（別添写し１）において，「光ファイバーを利用したおトクなＩＰ電話サービス　ひかり電話」と記載の上，「月額基本料がこんなにおトク！　９９７．５円（税込）　ひかり電話」と，月額基本料にひかり電話対応ルータ利用料を加えた金額を記載することにより，あたかも，ひかり電話を利用するに当たって通話料以外に必要な料金は月額９９７．５円であるかのように示す表示をしているが，実際には，ひかり電話を利用するためには，別途Ｂフレッツの利用料が必要であるものであった。

(2) ＮＴＴ東日本は，平成１９年７月ころに，岩手県に所在する新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込んだチラシ（別添写し２）において，「電話代がおトクに！！」及び「「Ｂフレッツ」を利用したＩＰ電話サービス　ひかり電話」と記載の上，「「Ｂフレッツ」と一緒に申し込むだけ！」及び「月額利用料＜「基本プラン」の場合＞　加入電話に比べて月額基本料金１，６８０円（税込）※２が約１／３　５２５円（税込）」と記載することにより，あたかも，ひかり電話を利用するに当たって通話料以外に必要な料金は月額５２５円にＢフレッツの利用料を加えたものであるかのように示す表示をしているが，実際には，集合住宅において一般消費者がひかり電話を利用する場合，別途ひかり電話対応ルータ利用料が必要であるものであった。

(3) ＮＴＴ東日本は，平成１９年３月ころに，同社の営業区域で販売された一般日刊紙に掲載した広告（別添写し３）において，「ひかり電話」と記載の上，「全国一律の通話料３分８．４円（税込）。」と記載することにより，あたかも，ひかり電話の通話料は，通話対象に関係なく，全国一律で３分ごとに８．４円であるかのように示す表示をしているが，実際には，当該通話料が３分ごとに８．４円なのは，通話対象が加入電話，ＩＳＤＮ又はひかり電話（全国）を利用する者である場合に限られるものであった。

(4) ＮＴＴ東日本は，平成１９年７月ころに，同社の営業区域で配布したリーフ

レット（別添写し４）において，「ひかり電話Ａ」と記載の上，「最大３時間相当（税込５０４円分）の通話料がセットになって」及び「月額基本料に含まれる通話料分　５０４円分（税込）（最大３時間相当）」と記載することにより，あたかも，定額通話分で通話できる通話対象には制限がないかのように示す表示をしているが，実際には，当該定額通話分で通話できる通話対象は，加入電話，ＩＳＤＮ又はひかり電話（全国）を利用する者である場合に限られるものであった。

(5) ＮＴＴ東日本は，平成１９年７月ころから同年８月ころまでの間，千葉県内で配布したダイレクトメール（別添写し５）において，「ひかり電話Ａ（エース）で電話代もトクしよう！」と記載の上

ア　「月額利用料２，０４７円／月（税込）」と，月額基本料にひかり電話対応ルータ利用料を加えた金額を記載することにより，あたかも，ひかり電話を利用するに当たって通話料以外に必要な料金は月額２，０４７円であるかのように示す表示をしているが，実際には，ひかり電話を利用するためには，別途Ｂフレッツの利用料が必要である

イ　「最大５０４円（税込）の通話分もセット！」と記載することにより，あたかも，定額通話分で通話できる通話対象には制限がないかのように示す表示をしているが，実際には，当該定額通話分で通話できる通話対象は，加入電話，ＩＳＤＮ又はひかり電話（全国）を利用する者である場合に限られるものであった。

なお，当該ダイレクトメールにおける「■ひかり電話の共通注意事項■★本サービスのご利用にはＮＴＴ東日本が提供する「Ｂフレッツ」と「ひかり電話対応ルータ」が必要です。」及び「■ひかり電話Ａ（エース）の注意事項■★月額利用料に含まれる音声通話分の通話の対象は、ＮＴＴ東日本、ＮＴＴ西日本の加入電話、ＩＳＤＮ、ひかり電話となります。」との記載があるものの，前記ア及びイ記載と同一視野に入る箇所に記載されたものではなく，かつ，前記ア及びイの記載と比して小さい字によるものであり，見やすく記載されたものではなかった。

(6) ＮＴＴ東日本は，平成１９年９月ころに，埼玉県に所在する新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込んだチラシ（別添写し６）において，「ＦＬＥＴ’Ｓ光に入ったら、ひかり電話で電話代をもっとおトクに！！」及び「ひかり電話Ａエース　通話料と便利なサービスがセットになって１，５７５円／月（税込）！」と記載することにより，あたかも，ひかり電話を利用するに当たって

通話料以外に必要な料金は月額１，５７５円にＢフレッツの利用料を加えたものであるかのように示す表示をしているが，実際には，集合住宅において一般消費者がひかり電話を利用する場合にはひかり電話対応ルータ利用料が必要であるものであった。

なお，当該新聞折り込みチラシにおける「●本サービスの利用にはＮＴＴ東日本が提供する「ひかり電話対応ルータ」が必要です。Ｂフレッツ　マンションタイプをご利用の場合、ひかり電話対応ルータ利用料４５０円(税込４７２．５円）が必要です。」との記載があるものの，前記の記載と同一視野に入る箇所に記載されたものではなく，かつ，前記の記載と比して小さい字によるものであり，見やすく記載されたものではなかった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，ＮＴＴ東日本は，ひかり電話の取引条件について，実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第２号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２０年7月１５日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水